# 自治体のご担当者へ

# 【放課後子どもプラン実施に当たっての疑問にお答えします。】

### Q 「放課後児童クラブ(いわゆる学童保育)」と「放課後子ども教室」はどう違うのでしょうか?

このように両事業の目的や性質が異なるものですが、放課後等の子どもたちが安心して活動できる場を確保するために は、両事業の充実を図ることが大切だと考えています。

# Q 「『放課後児童クラブ』と『放課後子ども教室』を一体的あるいは連携して実施」とは、どのようなイメージなのですか?

放課後対策については、保護者や子どものニーズ、これまでの活動実績など地域の実情を踏まえて取り組む必要があります。したがって、国として、一律に理想的な取組像を示すのは難しいと考えます。 市町村の参考となるよう、事例などの情報提供を行っていきますので、地域の実情・特色を生かした取組の実施をお願いします。

# Q 「放課後子どもプラン」を実施することにより、「放課後児童クラブ」の機能が低下するのではないでしょうか?

上記のとおり、両事業の目的や性質は異なるものです。「放課後児童クラブ」は登録する児童の保護者からの一定の負担を求める代わりに、専門の指導員等による家庭代わりの手厚いケアがなされているものです。

本プランの実施にあたっても、「放課後児童クラブ」については、子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な 運営確保の観点から、長期休暇も含めた必要な開設日数(250日以上)の実施、専門の指導員の配置や専用スペースの確 保など現行水準と同様のサービスの提供をお願いしています。

### Q 「放課後子どもプラン」は、小学校で実施しないといけないのでしょうか?

「放課後子どもプラン」の基本的な考え方としては、子どもたちの安全な活動場所を早急に確保するため、余裕教室等の小学校施設を活用することとしていますが、地域の実情に応じて例えば公民館や児童館などで実施することも差し支えありません。

なお、小学校施設以外に適当な実施場所がない場合や、現に小学校に余裕教室がある、又は、余裕教室とすることを検討している教室がある場合には、その積極的な活用をお願いします。

#### 「放課後子ども教室」は年間240日以上開催しないといけないのでしょうか?

文部科学省としては「放課後子ども教室」を放課後や週末、長期休業中に実施していただきたいと考えています。 しかしながら、最初からこれらの日数を実施するのは、大変な場合もあるかもしれません。まずは、週1日程度でも可能 な日数から実施いただいて構いません。

#### ○ 「放課後子どもプラン」を学校で実施すると教員の負担が増えるのではないでしょうか?

↑ 「放課後子どもプラン」は、学校教育として位置付けられるものではなく、実施主体である市町村が事業の管理運営にあたることになります。本事業においては、コーディネーターや安全管理員、放課後児童指導員などを配置することとしており、学校の教員が直接従事することは想定していません。

しかしながら、本プランが放課後対策であることや学校諸施設を使用する場合もあることから、緊密な情報交換や放課 後対策関係委員会への学校関係者の参画など、可能な範囲で学校との十分な連携・協力をお願いします。

# 「放課後児童クラブ」は、専用のスペース等を確保して実施することになっていますが、必ず確保しなければいけないのでしょうか?

↑ 放課後児童クラブにおける生活の場としての機能が確保されるよう、専用スペース又は専用部屋が必要です。 なお、専用スペース等は放課後児童クラブ利用児童以外の入室を禁止するものではありませんが、生活の場であること を考慮し、常に不特定多数の者が出入りできるスペースとなることは適当ではないと考えます。

# 放課後子どもプラン連携推進室

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課 〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1 TEL.03-5253-4111 内線(3260) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL.03-5253-1111 内線(7909)

# あなたのまちの放課後対策を応援します。

# ~ 放課後子どもプランの案内 ~



文部科学省・厚生労働省 放課後子どもプラン連携推進室

# 地域全体で子どもたちを見守る環境づくり。進めましょう!「放課後子どもプラン」

# 「放課後子どもプラン」について

#### 【平成 18 年度までの経緯】

#### 地域子ども教室

▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場 所)を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等の取 組を推進する。

平成16年度より緊急3カ年計画の委託事業で実施

地域の教育力の向上に資するものと実施関係者等(子ども、保護者、 学校、地域の方々)から大変高い評価

## 放課後児童クラフ

▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課 後や夏休みなどの長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与えて、その健 全な育成を図る。

> 児童福祉法に基づく補助事業として実施 全国の実施箇所数: (H18)約16,000カ所

放課後児童クラブを利用出来ない児童の増加など、放課後児童クラブの 未実施小学校区(空白区)の早急な解消が求められている

生労働

厚生労働

# 総合的な放課後対策の実施

#### <基本的考え方>

- ○各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として 実施する「放課後子どもプラン」を創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を予算に盛り込んだところ。
- ○両省の補助金は国において交付要綱を一本化し、実施主体である市町村において、学校の余裕教室等を活用して一体的あるいは連携しながら事業を実施。

#### 【平成19年度】

文部科学省

文部科学省

# 放課後子どもプラン の事業のポイント

### 放課後子どもプラン 推進事業

### 「放課後子ども教室推進事業」の創設

- ○地域子ども教室推進事業(平成16年度からの緊急3ヵ年計画)の取組を 踏まえた事業の拡充(委託事業→補助事業へ)
- ○学習支援の充実
- 学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実
- ○次年度からの取組支援
- ○放課後子ども教室を設置する際の備品購入費補助の創設

## 「放課後児童健全育成事業」の拡充

- ○基準開設日数(250日)の設定
- ○必要な開設日数の確保
- ○適正な人数規模への移行促進
- ○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設(学校の余裕教室、 商店街の空き店舗など)の改修か所数の増
- ○既存施設で新たに実施する際の備品購入費補助の創設

#### 【教育再生会議】

政府の教育再生会議にも取りあげられています。

- ■社会総がかりで教育再生を(教育再生会議)
- ~公教育再生への第一歩~(第一次報告)(抄) (平成19年1月24日)
- Ⅱ. 教育再生のための当面の取組 <教育内容の改革>
  - <「社会総がかり」での全国民的な参画>
  - 7.「社会総がかり」で子供の教育にあたる
  - (2)地域社会の対応-学校を開放し、地域全体で子供を育てる-【放課後子どもプランの全国展開、地域リーダー(教育コーディ ネーター)の活用】
- ~公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築~ (第二次報告)(抄) (平成19年6月1日)
- Ⅱ 心と体ー調和の取れた人間形成を目指す
- 提言4 地域ぐるみの教育再生に向けた拠点をつくる

【「放課後子どもプラン」の全国での完全実施、学校運営協議会 の指定促進】

#### 【文部科学省・厚生労働省連名通知等】

「放課後子どもプラン」を推進するため以下の通知を地方公共団体へ発出しています。 詳しくはホームページ(文部科学省 http://www.mext.go.jp/a\_menu/ikusei/houkago/index.htm) (厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html)をご覧下さい。

- ■「放課後子どもプラン」の推進について (平成19年3月14日)
- ■「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について (平成19年3月14日)
- ■「放課後子どもプラン」の推進に当たっての地方公共団体と「地域子ども 教室推進事業」受託団体との連携について (平成19年3月14日)
- ■放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について(交付要綱)
  - (平成19年3月30日)
- ■放課後子どもプラン推進事業の実施について(実施要綱)
- ■平成19年度「放課後子どもプラン推進事業」に係る地方財政措置について (平成19年5月17日)

# 全国の小学校区で実施を目指します







学習アドバイザー







事業間の調整













(平成19年3月30日)





地域住民の参加・協力